

広報 ほうじょう

昭和 48年 1月

発行所 方城町

印刷所 佐々木印刷所

方城町の人口

(1月1日現在)

人口	7,667人
男	3,700人
女	3,967人
世帯数	2,098戸

香典返しのお礼

本会のため、有意義に使わせていただきます。

一 故牛島豊殿の逝去により 牛島静枝氏より
 一 故石谷優子殿の逝去により 石谷彦右エ門氏より
 一 故持丸健治殿の逝去により 持丸タマエ氏より
 一 故秋野スナ殿の逝去により 秋野進氏より
 方城町 長寿会に寄贈していただきました。

方城町社会福祉協議会 会長 中島義章
 方城町長寿会 会長 永野忠男

受給者本人又は扶養者の方に、次の所得があるときは「国の制度の受給者」となる事ができません。

配偶者 及び被扶養者のいない場合
 38万円以上
 一人増すごとに一三五、〇〇〇円加算。

以上の場合
 二国の制度の受給者となる
 ことができない
 ことのできる
 方々へ!!
 所得の制限
 により「国の
 制度の受給者
 となる事がで
 きないもの」
 には次の措置
 が講ぜられま
 す。

「老人医療費の無料制度は 国の制度に変わりました」

48年1月1日より
 新しい受給者証が必要です。

いままでの、県と市町村が半額づつ負担して実施している「老人医療費の無料制度」は原則として「国の老人医療費負担制度」として昭和48年1月1日から発足することになりました。

したがって、国の老人医療制度に該当するお年寄りの方々は、左記の手続きにより「老人医療費受給者証」の交付を受ける必要があります。

記

一 国の制度の受給者となる
 ことができる方々へ!!
 1 今までお持ちの医療証
 2 所得制限

を返して、受給者証の交付を受けて下さい。

以上のおときは一人につき13万5千円が加算されます。

口扶養者の場合（受給者の所得が零か、本人の所得制限以下の場合、扶養者の所得で判断されます。前年度所得）

配偶者及び被扶養者が零の場合（税法上）

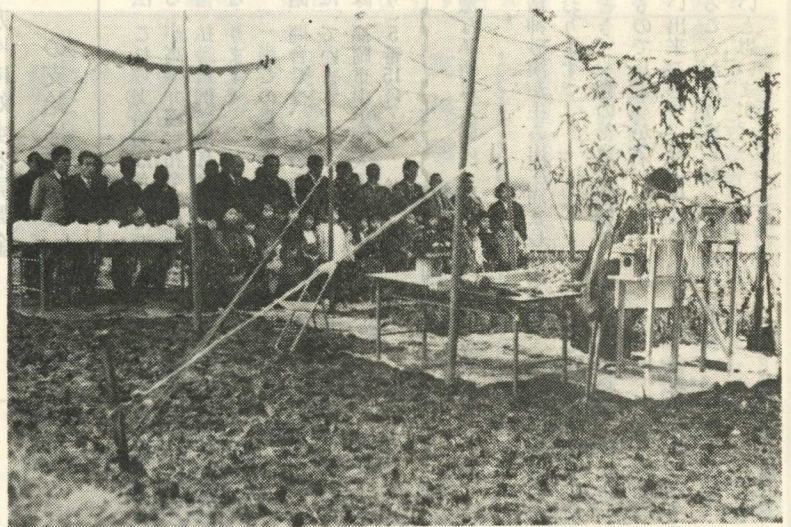
一・三二・三、六二・五円

配偶者及び被扶養者が一人の場合
 一・五一・八、六二・五円

配偶者及び被扶養者が二人

正 今年も健康で
 明るい年であり
 賀 ますように!!

第3保育園の着工になりました!!



起工式

とき 昭和48年1月11日

ところ 白髪神社下建設現場

場場の老人医療係が行って、3 県外で受診される方は「医療証」は期限が昭和48年3月31日となっています。受給者証または医療証の返却は、役場の係にある請求書も一併に医療機関へ提出して下さい。

1 今まで通り、県と市町村の事業として「老人医療費無料制度」が実施されます。今お持ちの「医療証」は期限が昭和48年3月31日となっています。受給者証または医療証の返却は、役場の係にある請求書も一併に医療機関へ提出して下さい。

2 昭和48年1月1日以降に生じた70才に達する方は、誕生日の1ヶ月前に申請され、誕生日の初日から受給者証または医療証が使用できます。

3 その他

1 受給者証の交付は、役

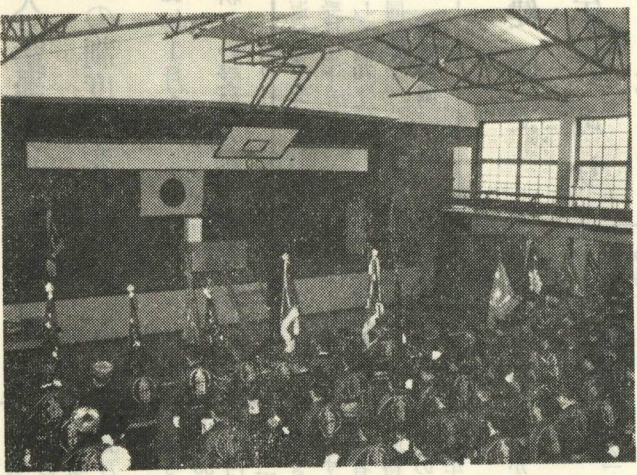
下田川四ヶ町消防出初式

1月7日午前9時30分より方城中学校体育館に於て恒例の下田川四ヶ町消防出初式が挙行された。

に備えて一段の注意を!!

火災原因多様化期 季節的出火多発期

このことは、町民各位にも云える事で、火災の季節的多発期と相俟って、より一段の注意が望まれます。



下田川四ヶ町消防出初式

- 第1分団 石田利文 久富貞信
第2分団 萬原幸美 永末英恵
第3分団 中村政春 朝部義信
第4分団 仲村信治 菅野国春

納税秩序の確立を積極的に推進します。

税金は納期までに納めましょう!!

納税についてお願い

税金が納まらなければ町のいろいろな仕事、とくに皆さんの生活や健康を守る、皆さんの福祉増進の為の事業も出来ず、ひいては町勢の発展に支障が生じます。

Table with 5 columns: 納税項目, 1期, 2期, 3期, 4期. Rows include 固定資産税, 町県民税, 国民健康保険, 軽自動車税.

納税者のみなさんへ

申告納税につきましては日頃からご協力ください。本年も又申告の時期となりました。申告につきましては、次の事に留意してください。

源泉還付申告書の早期提出について

皆様もご承知の事と思いますが、源泉徴収により納税された税金の還付を受けたい方は、1月からの申告書を提出された場合に、職金等を受けられた方へは、早く提出してください。

沖繩における講和前の人身被害者等の支給について

占領中、沖繩においてアメリカの軍隊又はその要員の不法行為による死亡、又はケガをしたりした人、又はケガをされたりした人、又はケガをされたりした人の遺族等、昭和42年高小倉防衛施設事務所業務課の講和前の見舞金の申請期限は、昭和48年5月14日までとなっております。

- 1 申告は3月15日までに、お忘れなく。所得税個人町県民税とも期限内に申告して下さい。
2 所得税の確定申告書を提出しなければならぬ方は、個人事業税、個人町県民税の申告は必要ありません。
3 所得税の確定申告書を提出し、提出しなかつた方は、個人町県民税の申告書を提出して下さい。

今年もすこやかに!!



クリスマスパーティー
とき 昭和47年12月25日
ところ 中央保育園

『中央公民館施設のご紹介』

完成のあかつきは活潑な

ご利用を!

既報12月号で 中央公民館 3月末の予定です。館の着工をお知らせしました。完成のあかつきは、各種施設が今回はその施設の中味 団体は勿論のこと 町民各々を紹介いたします。竣工は、位の活潑な利用を期待する

無心の児童を交通事故から守りましょう

から守りましょう

なお、別記の図面は施設内部の主たる部分をお知らせする目的で作成したもので附属施設その他細部は省略した概略図であります。

実際の設計は施設全体にわたり、最新の工夫と配慮が施されたものであることを附記します。

図面上の数字は面積(平方米)を表わしています。

一今回出張相談の対象となる者

(A)「戦傷病者手帳」の交付を受け

ている者であつて

公務上の傷病による

次の障害の状態がある者

(B)補装具を装着

する必要がある者

(C)補装具を装着

する必要がある者

(D)当午前中は「補装具装着適合研究会」が同一会場で行なわれます

戦傷病者の補装具支給等

出張相談(47年度第2次)の実施のお知らせ

(1)更生するため医療が必要である者
(2)義眼 めがねの交付(修理)請求者については特

1月31日 10時~12時
補装具装着適合研究会 13
母子会館(県庁)

2月8日 右同じ 福岡県

公民館見取り図

1 階		2 階	
食 堂 80	支 関	大会議室 157	
厨 房	ロビー 133	準備室	ロビー(懇談場) 149
食 品 庫	図書室 112	視聴覚室	中会議室 97
館 長 室	ロ ー カ	便 所	映 写 室
館 接 室		便 所	小会議室
事 務 室		倉 庫	準 結 婚 式 準備室 60
便 所		資 料 室 37	会 議 室 16帖
便 所		ロ ー カ	会 議 室 16帖
倉 庫		機 械 室	和 室
実 習 室 55			和 室
管 理 人 室			
浴 室			

援護関係について お知らせ(その3)

一戦死者の父母等に対する特別交付金についてのお知らせ

1 昭和十二年七月七日から十六年十二月七日までの間に勤務によって傷を受け又は病気がかり死亡した者で昭和四十六年十月一日までに特別遺族年金を受けるようになった軍人軍属の父母又は祖父父母

2 昭和十六年十二月八日より四十二年三月三十一日以前に死亡したことにより昭和四十六年十月一日までに特別遺族年金又は特別遺族年金又

は特別遺族 3 昭和二十年九月二日以後引継ぎ(海外)にあつて軍人軍属たる特別の事情により昭和四十二年三月三十一日以前に死亡したことにより昭和四十六年十月一日までに遺族年金を受けられるようになった軍人軍属であつた者の父母又は 祖父父母等であります

注 右にのべた遺族年金をうけている父母等が戦歿した者より外に子供や孫が 他にいないことにより、今度の改正特別交付金の請求が出来ます金額は十万円の内庫債券五年間支払になつております。